

# 北海道立都市公園の概要 (北海道立真駒内公園)

## 1 真駒内公園の概要

### (1) 事業経緯等

① 北海道立真駒内公園は、明治百年記念森林公園の1つとして企画され、昭和42年から造成に着手、その間、昭和47年の札幌オリンピック冬季大会競技施設の整備と平行して整備が進められ昭和50年8月に供用開始し、平成12年3月に公園内の屋内競技場、屋外競技場の両施設が文部科学省から北海道へ譲渡された。

- ・都市計画決定… 昭和41年8月25日
- ・事業着手 … 昭和41年度～
- ・供用開始 … 昭和50年度

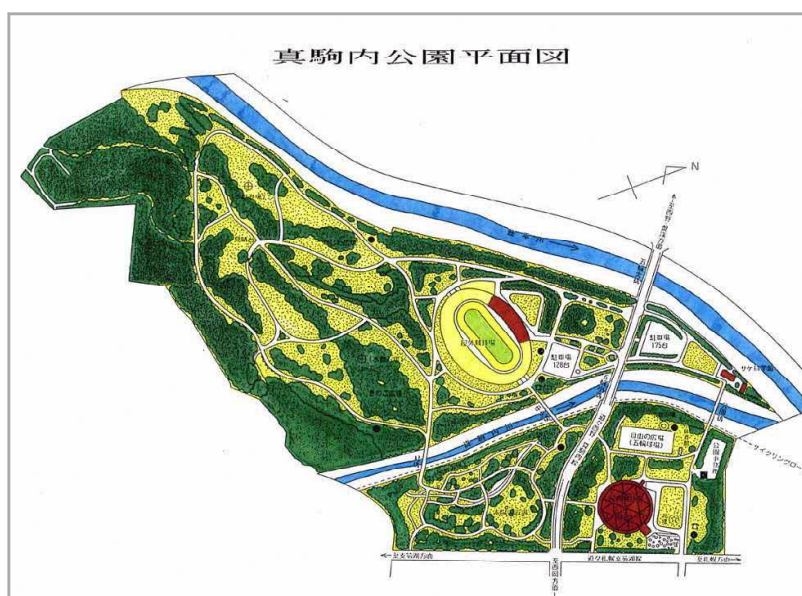
② 北海道立真駒内公園は「環境の保全と育成・人と自然との共生」を整備の理念とし、豊かで多彩な自然を育成する過程を学べる公園として、環境教育や市民活動の拠点となることを目指している。

### (2) 施設概要

北海道立真駒内公園の管理及び運営業務の対象となる施設は、次のとおりである。

1	所在地	札幌市南区真駒内
2	設置目的	広域公園
3	施設内容	
	(1) 総面積	84.7ha (うち指定管理者管理面積76.7ha)
	(2) 施設	
	園路及び広場	園路(橋梁含む)、階段、芝生広場(かしわ広場、きのこ広場、太陽の広場、自由の広場)、広場(石張り)等
	修景施設	植栽、芝生、花壇、樹木、池、彫像(モニュメント、オリンピック記念碑、大会マーク記念碑、聖火台)等
	休養施設	四阿、ベンチ、休憩所等
	遊戯施設	平均台
	運動施設	屋内競技場((RC造地上3階地下1階15,261㎡、収容人員11,500人)事務室、アイススケートリンク30m×60m、ウェイトトレーニング室、更衣室、シャワー室等)、小体育館(RC造756㎡)、屋外競技場(RC造地上2階7,492㎡、収容人員50,000人)事務室、スピードスケートリンク(一週400m)、サーキットトレーニング室、更衣室、シャワー室)等
	教養施設	さけ科学館(札幌市管理施設)
	便益施設	食堂(屋内競技場・屋外競技場内)、駐車場、便所、水飲み台、自転車置場、時計等
	管理施設	屋内競技場(管理事務所、会議室、倉庫、機械室等)、屋内競技場(事務室、会議室、倉庫、機械室等)、旧公園管理事務所(受電設備等)、小体育館(事務室、倉庫等)、門扉、柵、掲揚ポール、標識、掲示板、照明施設、擁壁、護岸、電線管路、電気設備、機械設備、給水設備、上下水道管、排水施設(暗渠、排水路等)、粉碎機庫、車止め等

### (3) 真駒内公園全体平面図



(4) 備品一覧  
別添1-1-1のとおり

2 真駒内公園利用実績

区		分	平成30年度	令和1年度	令和2年度		
一般園地等無料施設利用		利用者数(人)	594,663	601,438	284,148		
駐車場利用	バス	利用台数(台)	157	164	49		
		収入(円)	103,620	108,240	32,340		
	乗用車	利用台数(台)	25,848	29,973	16,975		
自動車	二輪車	利用台数(台)	46	101	74		
		収入(円)	9,660	21,210	15,540		
屋内	全部利用	利用件数(件)	53	52	6		
		＜うち減免件数(件)＞	< 1 >	< 1 >	< 0 >		
			収入(円)	112,010,390	144,490,600	21,634,280	
	競技	スケートリンク利用	利用者数(人)	4,900	4,059	3,042	
			＜うち減免者数(人)＞	< 0 >	< 0 >	< 0 >	
				収入(円)	2,618,262	2,082,990	1,870,769
		コート利用	利用者数(人)	10,501	6,771	11,789	
			＜うち減免者数(人)＞	< 784 >	< 208 >	< 878 >	
				収入(円)	946,740	610,860	1,299,890
		フットサルコート	利用者数(人)	8,995	6,210	9,710	
	＜うち減免者数(人)＞		< 0 >	< 0 >	< 0 >		
			収入(円)	823,530	568,830	1,041,440	
	バレーボールコート	利用者数(人)	316	109	409		
		＜うち減免者数(人)＞	< 118 >	< 22 >	< 147 >		
			収入(円)	17,100	6,150	48,030	
テニスコート	利用者数(人)	379	162	507			
	＜うち減免者数(人)＞	< 273 >	< 87 >	< 369 >			
		収入(円)	50,250	5,670	41,430		
バドミントンコート	利用者数(人)	542	167	927			
	＜うち減免者数(人)＞	< 176 >	< 33 >	< 169 >			
		収入(円)	54,600	29,730	162,570		
卓球台	利用者数(人)	269	123	236			
	＜うち減免者数(人)＞	< 217 >	< 66 >	< 193 >			
		収入(円)	1,260	480	6,420		
個人利用	トレーニング場	利用者数(人)	7,511	4,877	3,582		
		＜うち減免者数(人)＞	< 2,467 >	< 1,618 >	< 1,053 >		
			＜うち無料者数(人)＞	< 7 >	< 3 >	< 0 >	
			収入(円)	1,865,070	1,422,360	869,120	
スケート滑走	利用者数(人)	7,645	6,332	5,107			
	＜うち減免者数(人)＞	< 520 >	< 455 >	< 303 >			
		＜うち無料者数(人)＞	< 3,833 >	< 2,962 >	< 2,690 >		
		収入(円)	2,406,150	2,152,740	1,508,460		
その他	利用者数(人)	11,335	8,394	3,825			
	＜うち減免者数(人)＞	< 4,729 >	< 3,540 >	< 2,162 >			
		＜うち無料者数(人)＞	< 3,708 >	< 2,518 >	< 712 >		
		収入(円)	904,170	717,990	362,340		
場用	全部利用	利用件数(件)	2	9	0		
		＜うち減免件数(件)＞	< 0 >	< 0 >	< 0 >		
			収入(円)	5,660	25,470	0	
	コート利用	利用者数(人)	8,573	6,062	3,579		
		＜うち減免者数(人)＞	< 0 >	< 0 >	< 0 >		
			収入(円)	845,410	560,220	457,010	
	フットサルコート	利用者数(人)	840	0	0		
		＜うち減免者数(人)＞	< 0 >	< 0 >	< 0 >		
			収入(円)	115,920	0	0	
	バレーボールコート	利用者数(人)	0	0	0		
＜うち減免者数(人)＞		< 0 >	< 0 >	< 0 >			
		収入(円)	0	0	0		
テニスコート	利用者数(人)	0	0	0			
	＜うち減免者数(人)＞	< 0 >	< 0 >	< 0 >			
		収入(円)	0	0	0		

館	バドミントンコート	利用者数(人)	5,300	3,969	1,701
		<うち減免者数(人)>	< 0 >	< 0 >	< 0 >
		収入(円)	491,280	356,040	247,020
卓球台		利用者数(人)	2,433	2,093	1,878
		<うち減免者数(人)>	< 0 >	< 0 >	< 0 >
		収入(円)	238,210	204,180	209,990
施設設備利用		利用件数(件)	8,370	8,382	1,533
		<うち減免件数(件)>	< 30 >	< 30 >	< 0 >
		収入(円)	6,477,770	6,850,130	1,128,480
会議室利用		利用件数(件)	169	231	24
		<うち減免件数(件)>	< 0 >	< 0 >	< 0 >
		収入(円)	1,445,520	2,032,220	225,930
観覧		利用者数(人)	30	50	6
		<うち減免者数(人)>	< 12 >	< 0 >	< 0 >
		<うち無料者数(人)>	< 6 >	< 2 >	< 0 >
		収入(円)	1,920	7,680	960
屋外競技場	全部利用	利用件数(件)	17	21	5
		<うち減免件数(件)>	< 0 >	< 0 >	< 0 >
		収入(円)	7,693,500	7,657,900	836,510
	コート利用	利用者数(人)	1,159	587	306
		<うち減免者数(人)>	< 141 >	< 156 >	< 125 >
		収入(円)	144,210	84,180	32,430
	テニスコート	利用者数(人)	1,159	587	306
		<うち減免者数(人)>	< 141 >	< 156 >	< 125 >
		収入(円)	144,210	84,180	32,430
	フットサル	利用者数(人)	0	0	0
		<うち減免者数(人)>	< 0 >	< 0 >	< 0 >
		収入(円)	0	0	0
	スケートリンク利用	利用者数(人)	0	62	0
		<うち減免者数(人)>	< 0 >	< 0 >	< 0 >
		収入(円)	0	27,440	0
個人トレーニング場	利用者数(人)	7,510	7,297	2,425	
	<うち減免者数(人)>	< 1,036 >	< 1,164 >	< 826 >	
	<うち無料者数(人)>	< 135 >	< 16 >	< 0 >	
	収入(円)	26,850	16,240	1,860	
スケート滑走	利用者数(人)	1,869	3,642	0	
	<うち減免者数(人)>	< 201 >	< 331 >	< 0 >	
	<うち無料者数(人)>	< 1,014 >	< 2,093 >	< 0 >	
	収入(円)	462,840	847,430	0	
その他	利用者数(人)	15	26	15	
	<うち減免者数(人)>	< 6 >	< 22 >	< 9 >	
	<うち無料者数(人)>	< 6 >	< 4 >	< 3 >	
	収入(円)	225,710	242,280	14,340	
施設設備利用	利用件数(件)	232	207	54	
	<うち減免件数(件)>	< 0 >	< 0 >	< 0 >	
	収入(円)	330,180	300,930	68,110	
会議室利用	利用件数(件)	187	166	69	
	<うち減免件数(件)>	< 0 >	< 0 >	< 0 >	
	収入(円)	939,930	809,360	271,490	
観覧	利用者数(人)	0	0	0	
	<うち減免者数(人)>	< 0 >	< 0 >	< 0 >	
	収入(円)	0	0	0	

※ 利用者数には減免者数、無料者数を含む。

### 3 真駒内公園現行利用料金一覧表

#### ◆ 条例上限額

別表第2(第12条の2関係)

1 屋内競技場を利用する場合

(利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く。)

区 分		利用料金の上限額	
全部利用	1 アマチュアのスポーツに係る競技会又は練習会に利用する場合	夏期	78,700円
		冬期	114,700円
	2 生活文化の向上に係る研修会、講演会その他の集會に	夏期	157,400円

	利用する場合		基本 料金	冬期	228,000円
	3	生活文化の向上に係る展示会に利用する場合		夏期	197,000円
				冬期	285,900円
	4	その他の催物に利用する場合		夏期	472,400円
冬期			685,700円		
一部 利用	1 コートを利用する場合		1面1回につき	2,870円	
	2	個人利 用の場合	トレーニング 場	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき 740円
				2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人1回につき 1,130円
		その他	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき 300円	
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）			1人1回につき 820円		

2 屋外競技場を利用する場合  
(利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く)

区 分		利用料金の上限額			
全部 利用	1	アマチュアのスポーツに係る競技会又は練習会に利用する場合	夏期	41,000円	
			冬期	127,900円	
			夏期	83,600円	
			冬期	255,900円	
3	生活文化の向上に係る研修会、講演会その他の集会に利用する場合	夏期	125,700円		
		冬期	384,200円		
4	生活文化の向上に係る展示会に利用する場合	夏期	209,100円		
		冬期	639,800円		
一部 利用	1 コートを利用する場合		1面1回につき	2,820円	
	2	個人利 用の場合	トレーニング 場	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき 740円
				2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人1回につき 1,130円
		その他	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき 300円	
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）			1人1回につき 820円		

3 屋内競技場又は屋外競技場を利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合  
基本料金 その利用の区分に応じ、1又は2の表に定める額にそれぞれ1.5を乗じて得た額

4 屋内競技場又は屋外競技場内の施設、設備等を利用する場合  
1回につき 13,300円

5 会議室を利用する場合  
基本料金 1室1回につき 夏期 2,870円  
冬期 3,850円

6 屋内競技場又は屋外競技場を観覧する場合

区 分	利用料金の上限額
1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき 130円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人1回につき 160円

7 駐車場を利用する場合（土曜日、日曜日及び休日に利用する場合に限る。）

区 分	利用料金の上限額
バス	1日1回につき 670円
乗用車	1日1回につき 320円
自動二輪車（原動機付自転車を含む）	1日1回につき 210円

備考

- 冬期とは11月1日から翌年3月31日までの期間において知事が定める期間とし、夏期とは冬期以外の期間とする。
- 基本料金とは、月曜日から金曜日までの日（休日を除く。以下「平日」という。）における午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までの間の利用料金の上限額とする。
- 平日の午後5時から午後9時までの間（以下「夜間」という。）の全部利用に係る利用料金の上限額は、基本料金に1.25を乗じて得た額とする。
- 平日に屋内競技場又は屋外競技場を全部利用する場合であって別表第1の2に定める利用の時間を

超過し、又は繰り上げて利用するときのその利用に係る利用料金の上限額は、当該利用時間（利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。）1時間につき午後9時から午前7時までの利用にあつては夜間の全部利用に係る利用料金の上限額に0.25を乗じて得た額とし、午前7時から午前9時までの利用にあつては基本料金に0.25を乗じて得た額とする。

- 5 土曜日、日曜日及び休日における全部利用に係る利用料金及び会議室の利用料金の上限額は、平日における利用料金の上限額に1.5を乗じて得た額とする。
- 6 指定管理者は、特別に利用する電気、水道等の料金について、別に実費を徴収することができる。
- 7 貨物自動車の利用料金については、車体の大きさによって、バス又は乗用車に区分し、7の表を適用するものとする。

◆利用料金承認額（平成30年3月30日承認）

〔指定管理者の名称〕

財団法人北海道体育文化協会

〔利用料金の額〕

ア 屋内競技場を利用する場合（利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く。）

区 分				利用料金の額						
				午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	午前 午後 夜間	
競技場	全部利用	1 アマチュアのスポーツに係る競技会又は練習会に利用する場合	夏期	平日	77,600円	77,600円	97,000円	139,680円	157,140円	201,760円
				土曜日	116,400円	116,400円	145,500円	209,520円	235,710円	302,640円
			日曜日							
			休日							
		冬期	平日	113,000円	113,000円	141,250円	203,400円	228,820円	293,800円	
			土曜日	169,500円	169,500円	211,870円	305,100円	343,230円	440,700円	
			日曜日							
			休日							
	2 生活文化の向上に係る研修会、講演会その他の集会に利用する場合	夏期	平日	155,100円	155,100円	193,870円	279,180円	314,070円	403,250円	
			土曜日	232,650円	232,650円	290,800円	418,770円	471,100円	604,870円	
		日曜日								
		休日								
	冬期	平日	224,600円	224,600円	280,750円	404,280円	454,810円	583,960円		
		土曜日	336,900円	336,900円	421,120円	606,420円	682,210円	875,940円		
		日曜日								
		休日								
	3-1 生活文化の向上に係る展示会に利用する場合	夏期	平日	194,100円	194,100円	242,620円	349,380円	393,040円	504,650円	
			土曜日	291,150円	291,150円	363,930円	524,070円	589,560円	756,970円	
			日曜日							
		冬期	平日	281,700円	281,700円	352,120円	507,060円	570,430円	732,410円	
土曜日			422,550円	422,550円	528,180円	760,590円	855,640円	1,098,610円		
日曜日										
3-2 生活文化の向上に係る展示会に利用（3分の2利用）する場合	夏期	平日	129,400円	129,400円	161,740円	232,920円	262,020円	336,430円		
		土曜日	194,100円	194,100円	242,620円	349,380円	393,040円	504,640円		
		日曜日								
	冬期	平日	187,800円	187,800円	234,740円	338,040円	380,280円	488,270円		
		土曜日	281,700円	281,700円	352,120円	507,060円	570,420円	732,400円		
		日曜日								
3-3 生活文化の向上に係る展示会に利用（2分の1利用）する場合	夏期	平日	97,050円	97,050円	121,310円	174,690円	196,520円	252,320円		
		土曜日	145,570円	145,570円	181,960円	262,030円	294,780円	378,480円		
		日曜日								
	冬期	平日	140,850円	140,850円	176,060円	253,530円	285,210円	366,200円		
		土曜日	211,270円	211,270円	264,090円	380,290円	427,820円	549,300円		
		日曜日								
3-4 生活文化の向上に係	夏期	平日	64,700円	64,700円	80,870円	116,460円	131,010円	168,210円		
		土曜日	97,050円	97,050円	121,310円	174,690円	196,520円	252,320円		

	る展示会に利用(3分の1利用)する場合	冬期	日曜日 休日						
			平日	93,900円	93,900円	117,370円	169,020円	190,140円	244,130円
		土曜日 日曜日 休日	140,850円	140,850円	176,060円	253,530円	285,210円	366,200円	
	4 その他の催物に利用する場合	夏期	平日	465,400円	465,400円	581,750円	837,720円	942,430円	1,210,040円
			土曜日 日曜日 休日	698,100円	698,100円	872,620円	1,256,580円	1,413,640円	1,815,060円
		冬期	平日	675,500円	675,500円	844,370円	1,215,900円	1,367,880円	1,756,290円
			土曜日 日曜日 休日	1,013,250円	1,013,250円	1,266,550円	1,823,850円	2,051,820円	2,634,430円
一部利用	1 コートを利用する場合	1 バasketボールコート		1面1回につき		2,830円			
		2 バレーボールコート		1面1回につき		2,830円			
		3 テニスコート		1面1回につき		2,830円			
		4 バドミントンコート		1面1回につき		1,380円			
		5 卓球台		1面1回につき		830円			
		6 多目的コート		1面1回につき		2,830円			
	2 スケートリンクを利用する場合	1時間につき		1 学齢に達しない者、小学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合 5,550円					
				2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合 11,000円					
				3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合 17,830円					
	3 個人利用の場合	トレーニング場	個人入場	1人1回につき		18歳以上の者(高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く)	1,120円	18歳未満の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く)	730円
				定期利用	利用月数	18歳以上の者(高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く)		18歳未満の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く)	
				1月	3,470円	2,340円			
			3月	9,770円	5,820円				
			6月	16,980円	11,100円				
			12月	32,250円	19,330円				
		回数券(5回券)	1,860円	1,170円					
団体入場		5人以上の場合一人1回につき		18歳以上の者(高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く)	830円	18歳未満の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く)	480円		
その他		スケート滑走	個人入場	1人1回につき		1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 290円 但し、平日の16時から 140円			
						2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 810円 但し、平日の16時から 400円			
			回数券(6回券)	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 1,450円					
	2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 4,050円								
	団体入場		30人以上99人までの場合1人1回につき		1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 250円				
					2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 670円				

				100人以上の場合 1人1回につき	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 240円
					2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 640円
			その他	1人1回につき	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 240円
					2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 630円
				回数券（6回券）	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 1,200円
					2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 3,150円

イ JOC・北海道パートナー協定に基づき屋内競技場を利用する場合（利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く。）

区 分				利用料金の額						
				午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	午前 午後 夜間	
競技場	全部利用	1 アマチュアのスポーツに係る競技会又は練習会に利用する場合	夏期	平日	39,350円	39,350円	49,188円	78,700円	88,538円	127,888円
				土曜日	59,025円	59,025円	73,782円	118,050円	132,807円	191,832円
				日曜日 休日						
			冬期	平日	57,350円	57,350円	71,688円	114,700円	129,038円	186,388円
				土曜日	86,025円	86,025円	107,532円	172,050円	193,557円	279,582円
				日曜日 休日						
	2 生活文化の向上に係る研修会、講演会その他の集会に利用する場合	夏期	平日	78,700円	78,700円	98,375円	157,400円	177,075円	255,775円	
			土曜日	118,050円	118,050円	147,563円	236,100円	265,613円	383,663円	
			日曜日 休日							
		冬期	平日	114,000円	114,000円	142,500円	228,000円	256,500円	370,500円	
			土曜日	171,000円	171,000円	213,750円	342,000円	384,750円	555,750円	
			日曜日 休日							
3-1 生活文化の向上に係る展示会に利用する場合	夏期	平日	98,500円	98,500円	123,125円	197,000円	221,625円	320,125円		
		土曜日	147,750円	147,750円	184,688円	295,500円	332,438円	480,188円		
		日曜日 休日								
	冬期	平日	142,950円	142,950円	178,688円	285,900円	321,638円	464,588円		
		土曜日	214,425円	214,425円	268,032円	428,850円	482,457円	696,882円		
		日曜日 休日								
一部利用	3-2 生活文化の向上に係る展示会に利用（3分の2利用）する場合	夏期	平日	65,667円	65,667円	82,084円	131,334円	147,751円	213,418円	
			土曜日	98,501円	98,501円	123,126円	197,001円	221,627円	320,127円	
			日曜日 休日							
		冬期	平日	95,300円	95,300円	119,125円	190,600円	214,425円	309,725円	
			土曜日	142,950円	142,950円	178,688円	285,900円	321,638円	464,588円	
			日曜日 休日							
	3-3 生活文化の向上に係る展示会に利用（2分の1利用）する場合	夏期	平日	49,250円	49,250円	61,563円	98,500円	110,813円	160,063円	
			土曜日	73,875円	73,875円	92,345円	147,750円	166,220円	240,095円	
			日曜日 休日							
		冬期	平日	71,475円	71,475円	89,344円	142,950円	160,819円	232,294円	
			土曜日	107,213円	107,213円	134,016円	214,425円	241,229円	348,441円	
			日曜日 休日							
3-4 生活文化	夏期	平日	32,834円	32,834円	41,043円	65,668円	73,877円	106,711円		

		の向上に係る展示会に利用(3分の1利用)する場合		土曜日 日曜日 休日	49,251円	49,251円	61,565円	98,502円	110,816円	160,067円	
			冬期	平日	47,650円	47,650円	59,563円	95,300円	107,213円	154,863円	
				土曜日 日曜日 休日	71,475円	71,475円	89,345円	142,950円	160,820円	232,295円	
全部利用	4	その他の催物に利用する場合	夏期	平日	236,200円	236,200円	295,250円	472,400円	531,450円	767,650円	
				土曜日 日曜日 休日	354,300円	354,300円	442,875円	708,600円	797,175円	1,151,475円	
			冬期	平日	342,850円	342,850円	428,563円	685,700円	771,413円	1,114,263円	
				土曜日 日曜日 休日	514,275円	514,275円	642,845円	1,028,550円	1,157,120円	1,671,395円	
一部利用	1	コートを利用する場合	1 バasketボールコート		1面1回につき		2,830円				
			2 バレーボールコート		1面1回につき		2,830円				
			3 テニスコート		1面1回につき		2,830円				
			4 バドミントンコート		1面1回につき		1,380円				
			5 卓球台		1面1回につき		830円				
			6 多目的コート		1面1回につき		2,830円				
	2	スケートリンクを利用する場合	1時間につき		1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合 5,550円						
					2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合 11,000円						
					3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合 17,830円						
	3 個人利用の場合	トレーニング場	1人1回につき		18歳以上の者(高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く)		18歳未満の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く) 565円 370円				
			その他	スケート滑走	1人1回につき		1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 150円				
					2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 410円						
その他			1人1回につき		1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 150円						
					2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 410円						

ウ 屋外競技場を利用する場合(利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く。)

区 分	利用料金の額									
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	午前 午後 夜間				
競技場 全部利用	1 アマチュアのスポーツに係る競技会又は練習会に利用する場合	夏期	平日	40,400円	40,400円	50,500円	72,720円	81,810円	105,040円	
			土曜日 日曜日 休日	60,600円	60,600円	75,750円	109,080円	122,710円	157,560円	
			冬期	平日	126,000円	126,000円	157,500円	226,800円	255,150円	327,600円
			土曜日 日曜日 休日	189,000円	189,000円	236,250円	340,200円	382,720円	491,400円	
		2 生活文化の向上に係る研修会、講演会その	夏期	平日	82,400円	82,400円	103,000円	148,320円	166,860円	214,240円
				土曜日 日曜日 休日	123,600円	123,600円	154,500円	222,480円	250,290円	321,360円



	他の集会に 利用する場 合	冬期	平日	252,100円	252,100円	315,120円	453,780円	510,490円	655,450円	
			土曜日	378,150円	378,150円	472,680円	680,670円	765,730円	983,170円	
			日曜日 休日							
	3 生活文化 の向上に係 る展示会に 利用する場 合	夏期	平日	123,800円	123,800円	154,750円	222,840円	250,690円	321,880円	
			土曜日	185,700円	185,700円	232,120円	334,260円	376,030円	482,820円	
			日曜日 休日							
		冬期	平日	378,500円	378,500円	473,120円	681,300円	766,450円	984,090円	
			土曜日	567,750円	567,750円	709,680円	1,021,950円	1,149,670円	1,476,130円	
			日曜日 休日							
	4 その他の 催物に利用 する場合	夏期	平日	206,000円	206,000円	257,500円	370,800円	417,150円	535,600円	
			土曜日	309,000円	309,000円	386,250円	556,200円	625,720円	803,400円	
			日曜日 休日							
冬期		平日	630,300円	630,300円	787,870円	1,134,540円	1,276,350円	1,638,770円		
		土曜日	945,450円	945,450円	1,181,800円	1,701,810円	1,914,520円	2,458,150円		
		日曜日 休日								
一 部 利 用	1 コートを利用する場合		1 テニスコート		1面1回につき 平日 690円 1面1回につき 土曜日、日曜日、休日 1,380円					
			2 フットサルコート		1面1回につき 2,770円					
			2 個人 利用 の場合	トレ ー ニ ン グ 場	個人入場	1人1回につき		18歳以上の者（高等 学校の生徒及びこれ に準ずる者を除く）	18歳未満の者（学齢に達しない者、 小学校の児童、中学校の生徒及び これらに準ずる者を除く）	
						1,120円	730円			
	定期利用	利用月数			18歳以上の者（高等 学校の生徒及びこれ に準ずる者を除く）		18歳未満の者（学齢に達しない者、 小学校の児童、中学校の生徒及び これらに準ずる者を除く）			
					1月	3,470円			2,340円	
					3月	9,770円			5,820円	
					6月	16,980円			11,100円	
	12月	32,250円			19,330円					
	回数券（5回券）			1,860円			1,170円			
	団体入場			5人以上の場合は 一人1回につき		18歳以上の者（高等 学校の生徒及びこれ に準ずる者を除く）	18歳未満の者（学齢に達しない者、 小学校の児童、中学校の生徒及び これらに準ずる者を除く）			
						830円	480円			
	その 他	スケ ー ト 滑 走	個人入場	1人1回につき		1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 290円 但し、平日の16時から 140円				
						2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中 学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 810円 但し、平日の16時から 400円				
				回数券（6回券）		1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 1,450円				
				2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中 学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 4,050円						
団体入場		30人以上99人ま での場合1人1回 につき		1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 250円						
				2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中 学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 670円						
		100人以上の場合1 人1回につき		1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 240円						
				2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中 学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 640円						
その他		1人1回につき		1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 240円						

					2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 630円
				回数券（6回券）	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 1,200円
					2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 3,150円

エ JOC・北海道パートナー協定に基づき屋外競技場を利用する場合（利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く。）

区 分				利用料金の額						
				午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	午前 午後 夜間	
競技場	全部利用	1 アマチュアのスポーツに係る競技会又は練習会に利用する場合	夏期	平日	20,500円	20,500円	25,625円	41,000円	46,125円	66,625円
				土曜日	30,750円	30,750円	38,438円	61,500円	69,188円	99,938円
				日曜日 休日						
			冬期	平日	63,950円	63,950円	79,938円	127,900円	143,888円	207,838円
				土曜日	95,925円	95,925円	119,907円	191,850円	215,832円	311,757円
				日曜日 休日						
	2 生活文化の向上に係る研修会、講演会その他の集会に利用する場合	夏期	平日	41,800円	41,800円	52,250円	83,600円	94,050円	136,850円	
			土曜日	62,700円	62,700円	78,375円	125,400円	141,075円	203,775円	
			日曜日 休日							
		冬期	平日	127,950円	127,950円	159,938円	255,900円	287,888円	415,838円	
			土曜日	191,925円	191,925円	239,907円	383,850円	431,832円	623,757円	
			日曜日 休日							
3 生活文化の向上に係る展示会に利用する場合	夏期	平日	62,850円	62,850円	78,563円	125,700円	141,413円	204,263円		
		土曜日	94,275円	94,275円	117,845円	188,550円	212,120円	306,395円		
		日曜日 休日								
	冬期	平日	192,100円	192,100円	240,125円	384,200円	432,225円	624,325円		
		土曜日	288,150円	288,150円	360,188円	576,300円	648,338円	939,488円		
		日曜日 休日								
4 その他の催物に利用する場合	夏期	平日	104,550円	104,550円	130,688円	209,100円	235,238円	339,788円		
		土曜日	156,825円	156,825円	196,032円	313,650円	352,857円	509,682円		
		日曜日 休日								
	冬期	平日	319,900円	319,900円	399,875円	639,800円	719,775円	1,039,675円		
		土曜日	479,850円	479,850円	599,813円	959,700円	1,079,663円	1,559,513円		
		日曜日 休日								
一部利用	1 コートを利用する場合				1 テニスコート		1面1回につき		1,380円	
					2 フットサルコート		1面1回につき		2,770円	
	2 個人利用	トレーニング場	個人入場			1人1回につき	18歳以上の者（高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く） 565円	18歳未満の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く） 370円		
			その他	スケート滑走			1人1回につき	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 150円		
						2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 410円				
		その他			1人1回につき	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 150円				
				2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 410円						

オ 屋内競技場又は屋外競技場を利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合  
 利用料金の額 その利用料金の額の区分に応じ、アからエの表に定める額にそれぞれ1.5を乗じて得た額

カ 屋内競技場又は屋外競技場の施設、設備等を利用する場合

区 分	利用料金の額
放送室（拡声装置）	1日1回につき 7,840円
電光掲示板	1日1回につき 13,100円
電光計測器	1日1回1基につき 7,840円
特別応接室（貴賓室を除く）	1時間ごとに 7,840円
乾燥室	1日1室につき 5,230円
更衣室（個室）	1日1室につき 830円
シャワー室	1日1室につき 4,690円
長机	1日5脚につき 590円
パイプいす	1日10脚につき 590円
フロア用ジュータン	1日1枚につき 830円
テニスネット	1日1回につき 830円
卓球台（ネット付き）	1日1回1台につき 590円
バスケットボールゴール	1日1回1組につき 830円
バレーボール支柱（ネット付き）	1日1回1組につき 590円
バドミントン支柱（ネット付き）	1日1回1組につき 590円
ハンドボールゴール	1日1回1組につき 590円
アイスホッケーゴール	1日1回1組につき 590円
フットサルゴール	1日1回1組につき 590円
競技審判台	1日1回1台につき 280円
競技得点板	1日1回1台につき 280円
ファール回数表示器	1日1回1個につき 280円
タイムアウト要求器	1日1回1個につき 280円
タイマー（電動式）	1日1回1個につき 590円
ストップウォッチ	1日1回1個につき 280円

キ 会議室を使用する場合

区 分	利用料金の額							
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	午前 午後 夜間		
屋内 競技 場又 は屋 外競 技場	夏期	平日	2,830円	2,830円	2,830円	5,090円	5,090円	6,790円
		土曜日	4,240円	4,240円	4,240円	7,630円	7,630円	10,180円
		日曜日 休日						
屋内 競技 場	冬期	平日	3,790円	3,790円	3,790円	6,820円	6,820円	9,090円
		土曜日	5,680円	5,680円	5,680円	10,230円	10,230円	13,630円
		日曜日 休日						

ク JOC・北海道パートナー協定に基づき会議室を利用する場合

区 分	利用料金の額							
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	午前 午後 夜間		
屋内 競技 場又 は屋 外競 技場	夏期	平日	1,435円	1,435円	1,435円	2,870円	2,870円	4,305円
		土曜日	2,153円	2,153円	2,153円	4,305円	4,305円	6,458円
		日曜日 休日						
屋内 競技 場	冬期	平日	1,925円	1,925円	1,925円	3,850円	3,850円	5,775円
		土曜日	2,888円	2,888円	2,888円	5,775円	5,775円	8,663円
		日曜日 休日						

ケ 屋内競技場又は屋外競技場を観覧する場合

区 分	利用料金の額
屋内競技場又は屋外競	個 人   1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者

技場		120円
		2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）
	30人以上の団体 1人につき	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者
	2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	
		80円
		90円

コ JOC・北海道パートナー協定に基づき屋内競技場又は屋外競技場を観覧する場合

区 分	利用料金の額	
屋内競技場又は屋外競技場	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	65円
	2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	80円

サ 駐車場を利用する場合

区 分	利用料金の額	
バス	1回1日につき	660円
	回数券（6枚綴り）	3,300円
乗用車	1回1日につき	320円
	回数券（6枚綴り）	1,600円
自動二輪車（原動機付自転車を含む。）	1回1日につき	210円
	回数券（6枚綴り）	1,050円

備考

- 冬期とは11月1日から翌年3月31日までの期間内において知事と協議して定められた期間とし、夏期とは冬期以外の期間とする。
- 午前とは午前9時から午後1時までとし、午後とは午後1時から午後5時までとし、夜間とは午後5時から午後9時までとする。
- 月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く（以下「平日」という。））の夜間の全部利用に係る利用料金の額は、平日の午前又は午後の利用料金の額に1.25を乗じて得た額とする。
- 平日に屋内競技場又は屋外競技場を全部利用する場合であって別表第1に定める利用の時間を超過し、又は繰り上げて利用するときのその利用に係る利用料金の額は、当該利用時間（利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。）1時間につき、午後9時から午前7時までの利用にあっては夜間の全部利用に係る利用料金の額に0.25を乗じて得た額とし、午前7時から午前9時までの利用にあっては午前の全部利用に係る利用料金の額に0.25を乗じて得た額とする。
- 土曜日、日曜日及び休日に屋内競技場又は屋外競技場を全部利用する場合であって別表第1に定める利用の時間を超過し、又は繰り上げて利用するときのその利用に係る利用料金の額は、当該利用時間（利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。）1時間につき、午後9時から午前7時まで又は午前7時から午前9時の利用にあっては、前号の規定により算出した額に1.5を乗じて得た額とする。
- 土曜日、日曜日及び休日に屋内競技場又は屋外競技場を全部利用する場合における全部利用に係る利用料金及び会議室の利用料金の額は、平日における利用料金の額に1.5を乗じて得た額とする。
- 土曜日、日曜日及び休日におけるスケートリンクを利用する場合に係る利用料金の額は、アの表に掲げる額に1.2を乗じて得た額とする。
- イ、エ、ク及びコの表に掲げる額は、北海道立都市公園条例で規定されている利用料金の上限額から50%割り引いた額を基本とし、端数が生じた場合は切り上げている。  
ただし、イの表に掲げるコートを利用する場合及びスケートリンクを利用する場合に係る利用料金の額は、アの表の同項目に係る欄に掲げる額を、また、エの表に掲げるコートを利用する場合の利用料金の額は、ウの表の同項目に係る欄に掲げる額を適用する。
- 駐車場を利用する場合の利用料金の額の適用は、4月29日から11月3日までの土曜日、日曜日及び休日における午前6時30分から午後7時までに利用する場合とする。
- 貨物自動車の利用料金については、車体の大きさによって、バス又は乗用車に区分し、サの表に掲げる額を適用する。

◆利用料金の減免基準及び運用

北海道立真駒内公園管理規則

(利用料金の減免の基準)

第6条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者については、利用料金(駐車場の利用料金を除く。)を免除することができることとする。
  - ア 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
  - イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に(次号において「児童福祉施設」という。)に入所し、又は通園している少年及びその引率者
  - ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
  - エ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
  - オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
  - カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者(知的障害者を除く。)と判定された者及びその引率者
  - キ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
  - ク 65歳以上の者
  - ケ その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの
  - コ 一般公開日に競技場を利用する者
- (2) 次に掲げる者については、駐車場の利用料金を免除することができることとする。
  - ア 前号ア、ウ及びオからキまでに掲げる者(同号アに掲げる特別支援学校の児童及び生徒を除く。)
  - イ 児童福祉施設に入所し、又は通園している児童の引率者
  - ウ その他知事がア又はイに掲げる者に準ずる者と認めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

※ 「知事が特別な理由があると認める場合」の運用について

道が主催、又は、道と他の団体との共催で事業を行う場合で次の視点から減免が妥当と認められるもの。ただし、適用にあたっては、事前に設置者と協議すること。

<視点>

- ① 本道の活性化やイメージアップにつながるもの
- ② 本道の観光、生活、文化、芸術の振興を目的とするもの
- ③ 都市公園の設置目的にかななかったもので、かつ都市公園の効用を著しく高める催し等
- ④ その他北海道及び道民全体にとって共通の利益享受となるなど公益性を有しているもの

<参考>

「庁舎及び敷地内で開催される各種イベント事業等に係る使用許可の取り扱いについて」(平成17年10月3日付け管財第875号(総務部管財課長)通知) (抜粋)

(2) 使用許可を必要としない場合

道が主催、又は、道と他の団体との共催で事業を行うとき。共催で事業を実施する場合は、道の事務事業の内容及び共催者との役割分担が明確になっていること。

4 真駒内公園(使用料)利用料金実績

「2 真駒内公園利用実績」のとおり

5 管理運営経費の推移

(1) 管理運営経費の推移

(千円、人)

		H30年度 (決算)	R1年度 (決算)	R2年度 (決算)	R3年度 (予算)	主な内訳・数量
受益者 負担	利用料金	147,662	180,587	35,973	163,199	
	その他	33,032	30,750	20,175	36,440	
道負担	負担金	105,030	107,165	261,674	109,778	
	修繕費	35,658	27,280	16,170	0	
管理運営 経費	人件費	64,231	68,902	72,848	79,299	
	維持管理費	96,519	89,686	66,806	72,528	
	光熱水費	52,111	54,280	39,102	57,989	
	修繕費	44,408	35,406	23,704	14,539	
	事業費	24,088	23,093	17,837	26,802	
	収益事業	412	347	114	0	物品販売等に関する事業
	普及事業	23,676	22,746	17,723	26,802	スポーツ普及振興等に関する事業
その他	126,552	151,178	127,827	130,788	※その他管理運営に係る経費	

職員 体制	常勤	12	12	12	13
	非常勤・臨時職員	19	20	22	20

(2) 資産の状況 (千円)

資産の種別	建築費・取得費	残存価格	適用 (内訳等)
土地	—		
建物	354,945	160,907	屋内競技場
	136,609	52,176	屋外競技場
		69,045	管理事務所、トイレ等建物
その他		130,392	東屋、暗渠等工作物

(3) 主な修繕等の実績及び見込み

年度	負担者	修繕箇所	金額 (千円)	備考
H30年度	指定管理者	ボイラ制御センサー修理 等	9,681	
	道	公園外周フェンス修繕 等	3,866	道が発注
R1年度	指定管理者	受水槽定水位弁他修繕 等	28,074	
	道	冷凍機水室ケース交換補修 等	7,104	道が発注
R2年度	指定管理者	木製フロアブル取替修繕 等	7,338	
	道	スケートリンクコンクリート修繕 等	5,151	道が発注
R3年度	指定管理者	トレーニング機器等修理 等	14,539	予算額
	道	等		道が発注 予算額

6 実施事業の概要

(1) 指定管理業務

- ① 施設の維持管理 (芝管理、樹木管理、警備、清掃、施設設備保守点検・修繕業務、スケートリンク整氷業務など)
- ② 有料施設の利用承認、受付・案内業務  
屋内競技場、屋外競技場、駐車場の利用承認
- ③ 施設の利用促進 (広告、宣伝等PR)  
営業活動 (団体訪問、電話随時)、展示会誘致

(2) 【参考】現指定管理者の自主企画事業 (上記に含まない独自事業)

- 公園) カタクリの花観察会、公園農産市、歩くスキー愛好会の集いなど
- 屋内競技場) フィギュアスケート教室、女性健康美運動教室、からだデザイン教室、少年剣道教室、少年空手道教室、ポールウォーキング、女性リフレッシュ教室、ソフトヨガ教室など
- 屋外競技場) テニス教室、スケート教室、幼児・親子体育教室、ストレッチ教室、太極拳教室、走り方教室など

1 都市公園法第5条及び同法第6条に基づく設置許可等の状況

〔設置許可〕都市公園法第5条関係

設置を許可した公園施設	規模等	許可使用料	許可先
自動販売機(屋内外)(3件)	35台	113,760円	(一財)北海道体育文化協会 (期限: ~4年3月31日)
豊平川さけ科学館及び実習棟設置(2件)	3,971.72㎡	免除	札幌市 (期限: ~6年3月31日)
応急給水施設設置	1棟	免除	札幌市 (期限: ~4年3月31日)

〔工作物の占用許可〕都市公園法第6条関係

占用を許可した施設の概要	規模等	許可使用料	許可先
支線、防護管外	6.5m	455円	北海道電力(株) (期限: ~12年3月31日)
電源ケーブル、引込管、電線管路外(3件)	1,749.6m	123,812円	北海道電力(株) (期限: ~8年3月31日)
電柱	1本	990円	北海道電力(株) (期限: ~13年3月31日)
中継放送所	87.5㎡	64,750円	日本放送協会 (期限: ~12年3月31日)
公衆電話所2箇所・電源ケーブル	4.54㎡	7,559円	東日本電信電話(株) (期限: ~4年3月31日)
ガス管理設、マンホール(2件)	166.8m	17,446円	北海道ガス(株) (期限: ~13年3月31日)
ソフトバンクWi-Fiスポット(2件)	1.87㎡	120,593円	ソフトバンク(株) (期限: ~6年3月31日)
・ケーブル	1,703m		
携帯電話基地局(3件)	12.32㎡	241,865円	(株)NTTドコモ北海道 (期限: ~6年3月31日)

・ケーブル・通信管	3,325m			
au 携帯電話用アンテナ・無線装置・ケーブル	6.61m <sup>2</sup> 8,016m	566,011円	KDDI 株式会社	(期限：～5年3月31日)
携帯電話サービス、基地局・通信線・通信管	0.78m <sup>2</sup> 2,129m	149,607円	ソフトバンク(株)	(期限：～5年3月31日)
映像伝送設備	90.00m	6,300円	ネクシオン(株)	(期限：～6年3月31日)
携帯端末用データ通信設備・電源ケーブル・通信管	2.44m <sup>2</sup> 2,290m	162,105円	UQ コミュニケーションズ(株)	(期限：～13年3月31日)
Wi-Fi 設備・ケーブル類	1.05m <sup>2</sup> 559m	39,907円	エヌ・ティ・ティプロトタイププラットフォーム(株)	(期限：～4年3月31日)
携帯電話基地局・ケーブル類	0.86m <sup>2</sup> 157m	11,626円	Wireless City Planning(株)	(期限：～5年3月31日)
豊平川さけ科学館付帯工作物設置(3件)	1,402m <sup>2</sup> 66.69m <sup>2</sup>	免除	札幌市	(期限：～6年3月31日)
記念標示板	1 基	免除	北海道開発局	(期限：～3年3月31日)
上下水道管理設(8件)	5,335.62m	免除	札幌市	(期限：～8年3月31日)
配水池、配水管路の設置	813m <sup>2</sup>	免除	札幌市	(期限：～12年3月31日)
柵、階段、園路	949.57m <sup>2</sup>	免除	札幌市	(期限：～6年3月31日)
案内標識	2 基	免除	札幌市	(期限：～12年3月31日)
ケーブル埋設	255.6m <sup>2</sup>	免除	札幌市	(期限：～7年3月31日)
下水道管理設(白川第3送水管)	281.76m	免除	札幌市	(期限：～6年3月31日)
電力ケーブル等埋設・簡易舗装	148m <sup>2</sup> 66.69m <sup>2</sup>	免除	札幌市	(期限：～4年3月31日)
外灯、電力ケーブル	1 基 20m	免除	札幌市	(期限：～6年3月31日)
避難標識設置	1 基 1.05m <sup>2</sup>	免除	札幌市	(期限：～9年3月31日)